

平成 30 年 11 月 5 日

公益財団法人清和国際留学生奨学会
平成 31 年度私費外国人留学生対象の奨学生募集、並びに日本国籍を持ち、
東南アジアの大学に一年以上留学する奨学生の募集要項

1. 応募資格

- ① アジア・オセアニア諸国・地域の国籍を有するもので、わが国の大学において勉学、若しくは研究などを行っている大学学部生、または大学院生であること。並びに日本国籍を持ち、東南アジアの大学に一年以上留学する大学学部生、または大学院生であること。
- ② 応募時現在で、学部生は満 30 歳未満、院生は満 35 歳未満であること。
- ③ 日本政府(自治体を含む)など、または他の財団等からの奨学金をうけていないもので、学業、人物ともに優秀で且つ健康体であること。

2. 募集人員 12 名 (学部生、院生、東南アジア留学生 合計)

3. 奨 学 金 学部生 月額 80,000 円
 院 生 月額 100,000 円

(日本国籍 東南アジアへの留学生には、別紙 特例規程があります。)

4. 給付期間 平成 31 年 4 月から平成 33 年 3 月まで

(但し、この期間内であっても学生資格を失ったとき等はその時点以降支給しない)

5. 応募の手続き

別に定める応募申込書に、必要事項を記入の上、次の添付書類を添えて、在学大学の指定する日までに当該大学の学長(事務は当該大学留学生関係部課)宛に提出すること。

- ① 在学する大学、または大学院の在学証明書、または合格通知書および成績証明書(平成 31 年 4 月時点で大学院生になる場合で、日本国の大学の成績証明書が無い人は出身国で在学した大学の成績証明書で可)
- ② 在学する大学、若しくは大学院の指導教官の推薦理由書
- ③ 自己紹介レポート(1200 字程度、用紙は自由)

6. 選考および決定

応募手続き書類に基づき、当財団の選考委員会において審査し、その審査結果の報告により、当財団理事会の議を経て当財団理事長が決定します。
審査選考の結果は、在学する大学学長を通して平成 31 年 3 月上旬までに通知します。

7. 奨学金の支給打切り等

(イ) 支給の打ち切り

- ① 申請書の記載事項に虚偽の記載が発見されたとき。
- ② 大学で懲戒処分を受けたとき。または日本の法律に違反することがあったとき。
- ③ 在学している大学を退学、または転学、若しくは、特別な理由なく留年したとき。
- ④ 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学生としての応募資格を失ったとき。
- ⑤ その他 奨学生としての応募資格を失ったとき。

(ロ) 支給の停止

- ① 3ヶ月以上の休学、または欠席したとき。
但し、理由が消滅したときは復活することがある。
- ② 奨学生としての学業、または素行が不適当と認められたとき。
- ③ 奨学生として奨学生助成の必要性が無いと認められたとき。

8. 報告書等の提出など

- ① 奨学生は、奨学生の義務として毎年2回(3月と7月)に学習・生活にかかるレポートを、また11月に「近況報告」を当財団に提出しなければならない。
- ② 奨学生は財団から出向くよう求められたときは、特段の理由なくこれを拒んではならない。特段の理由あるときは、これを当財団に連絡し許可を得なればならない。

9. 問合せ先

公益財団法人清和国際留学生奨学会事務局 担当・近藤純代 森田幸作

TEL 03-3847-4423 または 03-3843-7313

Eメール : seiwazai@newlong · s_kondo@newlong · moritak@newlong

以 上

2018.11.5

特例規程

日本国籍を持ち東南アジアの大学に一年以上留学する奨学生奨学金支給の
特例方法

(1)

学部生 100万円(一年分)
院 生 120万円(一年分)

一年間分として、上記の金額を留学決定確認の上、一括して支払う。
二年目も継続して留学する場合同様に支払うものとする。
支給期間は二年間とする。
(この場合は月々の奨学金支給はありません。)

(2)

「奨学金支給規則」の通り毎月交付する方法と上記の方法との一つを
選択する事とする。

公益財団法人 清和国際留学生奨学会